

(別表1)

尼崎市日中一時支援事業単価表(平成30年5月1日現在)

1 支給基準額

	区分	4時間以下	4時間超え8時間以下	8時間超える
障害者	区分6	2,350	4,710	7,070
	区分5	2,000	4,010	6,010
	区分4	1,650	3,300	4,960
	区分3	1,480	2,970	4,460
	区分2・1・区分なし	1,290	2,590	3,890
	医療施設	6,360	12,720	19,080
	遷延性	3,710	7,420	11,130
児童	区分3	2,000	4,010	6,010
	区分2	1,570	3,140	4,710
	区分1	1,290	2,590	3,890
	医療機関	6,360	12,720	19,080
	遷延性	3,710	7,420	11,130

2 加算額

加算の名称	支給基準額
食事提供体制加算	440
送迎加算(片道)	540

3 サービス内容

	利用区分	内容
障害者	4時間以下	日中一時1/4(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)
	4時間を超え8時間以下	日中一時1/2(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)
	8時間を超える	日中一時3/4(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)
児童	4時間以下	日中一時1/4(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)
	4時間を超え8時間以下	日中一時1/2(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)
	8時間を超える	日中一時3/4(区分なし・区分1~6・医療・遷延性)